

返戻金制度について

採用決定者が就業開始後(入社日を起算とする)、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇(退職日もしくは解雇日を算定日とする)となった場合、当金庫が求人者の求めにより、報酬の一部を下記の通り返還します。

ただし、退職等が求人者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

なお、求人者と当金庫の契約において下記と異なる取決めをする場合があります。

入社後 1 箇月以内の退職の場合	成功報酬の80%
入社後 1 箇月超 3 箇月以内の退職の場合	成功報酬の50%